

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

|         |      |
|---------|------|
| 長野市監査委員 | 鈴木栄一 |
| 同       | 小澤輝彦 |
| 同       | 松木茂盛 |
| 同       | 高野正晴 |

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 定期監査(中期・後期)(20監査第85号)分

| 指摘事項   | 当初措置状況<br>(21年度)   | 平成28年度の措置状況  | 平成29年度の措置状況   | 平成30年度の措置状況   | 担当課        |
|--|--|--|---|---|------------|
| <p>2 支出に関する事務について<br/>(9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの(報告書8ページ)</p> | <p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。<br/>これらの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p> | <p>各種団体への負担金等については、総会に先立つ幹事会において、改めて活動と事業費の内容を検討し、多額の繰越金がある場合には理由を確認する。<br/>(注)これまでに、事業完了時における式典経費を積立ててきた団体もある。<br/>その上で、負担金等が過大と認められる場合には負担金の削減を図る。</p> | <p>各種団体の活動内容、財務状況等を検討し、多額の繰越金があり、負担金等が過大と認められる場合は、負担金の見直しを図っている。<br/>事業内容等の見直しにより、主要地方道長野戸隠線整備促進期成同盟会ほか13団体の繰越金について、昨年度より削減が図られた。</p> | <p>各種団体の活動内容、繰越金等の財務状況を検討し、負担金等が過大と認められる場合は、負担金の見直しを図っている。<br/>これにより、1団体の補助金を減額した。<br/>平成31年度については、1団体の補助金を廃止、3団体の補助金を減額した。これにより、指摘の繰越金、余剰金については、解消された。</p> | <p>道路課</p> |